## 資料 3-1

令和2年度 第2回 新潟市介護保険事業等運営委員会 令和2年10月23日開催

# 令和元年度 地域包括支援センターの活動状況 (概要)

地域包括支援センター(以下、センターという)は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的した機関です。新潟市では29か所のセンターを、包括的支援事業の委託を受けた社会福祉法人、医療法人、株式会社が設置・運営しています。

### 1. センターの運営方針

地域包括ケアシステムの深化・推進のために重点的に行うべき業務の方針として、以下 の4点を示しました。

#### 1 在宅医療・介護連携の推進

切れ目のない医療・介護の体制を構築するため、地域包括支援センターは在宅医療・介護連携センターや在宅医療・介護連携ステーションとの連携を深めるとともに、多職種によるネットワークを拡充し、地域の関係機関との連携体制の充実を図ります。

#### 2 認知症施策の推進

認知症の高齢者などが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターは、住民への認知症に関する啓発活動や地域住民とのネットワークのさらなる構築を進めていくとともに、医療・看護・介護の関係者との連携体制の強化を図ります。

#### 3 生活支援・介護予防の推進

地域包括ケアシステムにおいて、生活支援・介護予防は、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」の土台になると位置づけられています。

単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えていく中で、多様な生活支援・介護 予防サービスをさらに充実させていくことが重要であることから、地域包括支援セン ターは多様な担い手や居場所づくりが充実するよう、支え合いのしくみづくり推進員 (生活支援コーディネーター)や支え合いのしくみづくり会議(協議体)と連携して 支援します。

### 4 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

介護保険制度は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態となることの予防、要介護状態などの軽減、悪化の防止を理念としており、地域の実態や状況に応じた様々な取組みを進める必要があります。

地域包括支援センターでは、自立支援・重度化防止の取組みとして、地域ケア会議の充実と、支え合いのしくみづくり推進員や支え合いのしくみづくり会議とも連携しながら地域資源を把握し、適切なサービス利用につなげるよう努めます。

### 2. センターが行う業務

センターには原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)を配置しています。加えて、地域の実情にあったきめ細かな支援を実施するために、機能強化職員を配置しています(19センターに1名ずつ、10センターに2名ずつ配置)。

それぞれの専門職がその専門知識や技能を互いに活かしながら、チームとして次の業務 を行っています。

#### (1)包括的支援事業

- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (2) 地域包括支援ネットワークの構築
- (3)機能強化事業
- (4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

### 3. 各業務の実施状況

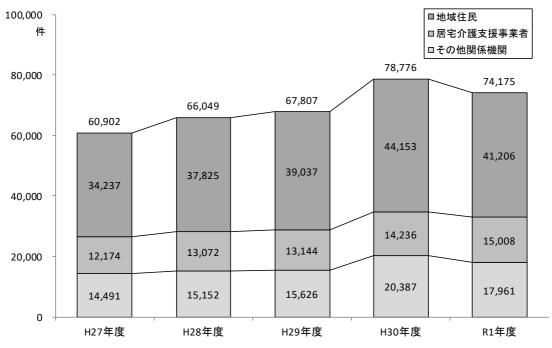
### (1) 包括的支援事業

## ① 総合相談支援業務

○ 「総合相談」窓口として広く市民からの相談を受け付け、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや適切な機関につなぎ、必要に応じて継続的に支援などを行っています。

### グラフ1

#### 相談相手別 相談実件数の推移



※各年度とも 地域包括支援センターかめだ を除く

## 表 1

## 区別の相談実件数

(単位:件)

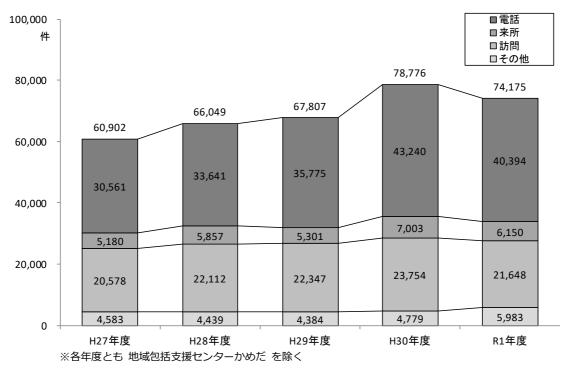
	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	総計
地域住民	4,122	7,311	8,471	2,245	4,904	3,306	7,561	3,286	41,206
居宅介護支援事業者	1,667	3,849	2,790	159	1,526	1,100	2,813	1,104	15,008
その他関係機関	1,644	3,610	3,642	408	1,516	1,803	3,955	1,383	17,961
相談実件数合計	7,433	14,770	14,903	2,812	7,946	6,209	14,329	5,773	74,175

高齢者人口(A)	22,521	38,427	47,219	10,055	23,763	13,068	45,180	18,277	218,510
地域住民相談実件数(B)	4,122	7,311	8,471	2,245	4,904	3,306	7,561	3,286	41,206
(B)/(A)	18.3%	19.0%	17.9%	22.3%	20.6%	25.3%	16.7%	18.0%	18.9%

<sup>※</sup>地域包括支援センターかめだを除く

## グラフ2

## 相談手段別 相談実件数の推移



○ 電話、来所による相談の他、老人憩の家や大型店舗などへ出張相談を行い、身近な所で 相談できる機会を提供するとともに、センターの周知にもつなげています。

<sup>※</sup>高齢者人口は令和元年5月末現在

表 2

## 出張相談実施回数の推移

(単位:回・人)

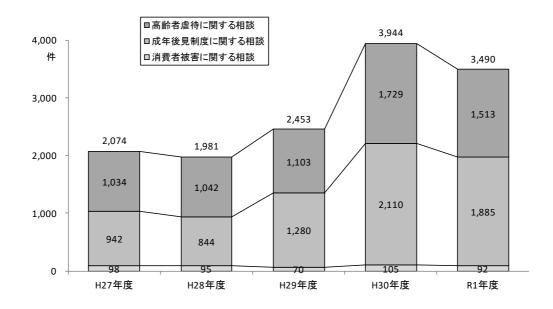
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
出張相談実施回数	401	359	368	371	382
相談者数	2,274	1,984	1,865	2,362	2,120
1回あたり相談者数	5.7	5.5	5.1	6.4	5.5

### ② 権利擁護業務

- 権利侵害行為の対象となっている高齢者や権利侵害の対象となりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行うものです。
- 具体的には高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応に関する相談対応、成年後見制度に 関する相談や制度の利用支援などを行なっています。

グラフ3

## 権利擁護に関する相談実件数の推移



### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 多様な生活課題を抱えている高齢者などが、生活や身体など状況が変化しても、安心してもの人らしい生活を地域で継続するためには、包括的及び継続的に支援を行うことが必要です。
- 地域のケアマネジャーが抱える、支援が難しい事例などについて、ケアマネジャーへの 電話相談や会議などを通じた助言、指導を行っています。

表3

### ケアマネジャーなどに対する支援回数の推移

(単位:件・回)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
支援実件数	5,201	5,423	6,225	6,077	7,615
1件あたりの支援回数	2.3	2.9	2.3	2.0	2.1

○ ケアマネジャーが、かかりつけ医をはじめとした地域における多職種や地域の関係機関などとの連携を構築したり、サービス事業者が質の高い介護サービスを提供できるよう、ケアマネジャーやサービス事業者を対象とした研修会を企画・実施するとともに、他機関が主催する研修会の講師を務めています。

表 4

#### センター主催研修会など開催回数の推移

(単位:回)

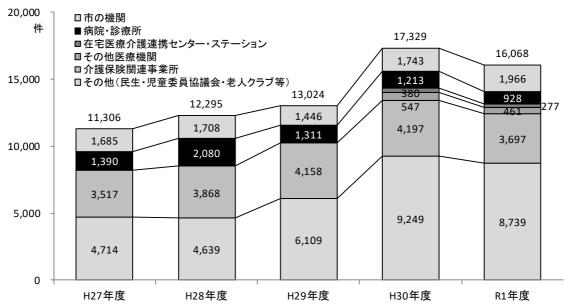
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
センター主催研修会	317	349	294	240	212
他機関主催研修会の講師	340		492	723	549
合計	657	349	786	963	761

### (2) 地域包括支援ネットワークの構築

- 包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・ 福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資 源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要です。
- センターは、こうした連携体制を支える共通的基盤として多職種協働による「ネットワーク」を構築するとともに、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう努めています。

### グラフ4

### ネットワーク構築のための連携回数の推移



- ※各年度とも 地域包括支援センター西川 を除く
- ※平成 28 年度までは「医療機関」としていた項目を、平成 29 年度から「病院・診療所」、「在宅医療・介護連携センター、ステーション」、「その他医療機関」と分類。
- 様々な機関などとのネットワークの構築により、各関係機関などからセンターに地域の高齢者に関する様々な情報が寄せられたり、支援に必要な情報を共有ができたりと、多種職連携の協働による支援につながっています。

#### (3) 機能強化事業

- センターが地域の実情にあったきめ細かな支援を行うことができるよう、主に以下の 業務を中心に行う職員を各センターに配置しています。
  - ① 訪問による高齢者の実態把握(グラフ2参照)
  - ② 出張相談(表2参照)
  - ③ 地域とのネットワーク構築 (グラフ4参照)
  - ④ 介護予防ケアマネジメント業務 (表7)参照) ※機能強化職員は介護予防支援は行いません。

## (4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

○ 介護保険における予防給付の対象となる要支援者と、総合事業における事業対象者が介護予防・生活支援サービスなどの適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、置かれている環境などを勘案し、介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、介護予防サービスなどの提供が確保されるよう、事業所との連絡調整を行うものです。

なお、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業者へ委託することができます。

表 6

### 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの類型

利用サービス	利用サービスの具体例	介護予防支援または、 介護予防ケアマネジメントの 類型	
介護予防給付	訪問看護、福祉用具の貸与	<b>△誰ヱ吐士</b> 極	
介護予防給付 + 介護予防・生活支援サービス事業	福祉用具の貸与+介護予防 訪問介護相当サービス	介護予防支援	
介護予防・生活支援サービス事業	指定事業者のサービス (介護予防訪問相当サービス、 通所型基準緩和サービス)	介護予防ケアマネジメント A	
(指定又は直営、委託のサービス)	短期集中予防サービス (幸齢ますます元気教室、訪問指導)	介護予防ケアマネジメントB	
介護予防・生活支援サービス事業 (住民主体の訪問型生活支援、 一般介護予防事業など)	住民主体の訪問型生活支援、 地域の茶の間、 健康教室、保険外サービス	介護予防ケアマネジメント C	

表 7

# 類型別ケアプラン作成件数の推移

(単位:件)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
介護予防支援ケアプラン	7,989	8,086	5,414	5,808	5,874
介護予防ケアマネジメントA			3,418	4,022	3,768
介護予防ケアマネジメントB			228	229	204
介護予防ケアマネジメントC			4	6	0
計	7,989	8,086	9,064	10,065	9,846

※件数は各年度3月末時点(ケアマネジメントBは令和元年10月~令和2年3月の作成件数)

表8

# 居宅介護支援事業者への委託件数割合などの推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
ケアプラン作成総件数	7,989	8,086	9,064	10,065	9,846
地域包括支援センター担当件数	3,526	3,223	4,086	4,377	4,069
居宅介護支援事業者への委託件数	4,463	4,863	4,978	5,688	5,777
居宅介護支援事業者への委託割合	55.9%	60.1%	54.9%	56.5%	58.7%
同系列法人への委託割合		10.3%	10.2%	10.2%	9.7%